

指定医療型障害児入所施設

主眼事項	着眼点	適・否	現状・問題点	条例・規則	根拠法	関係書類
第1 基本方針					法第24条の12	
	(1) 指定障害児入所施設は、入所給付決定保護者及び障がい児の意向、適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた計画(入所支援計画)を作成し、これに基づき障がい児に対して指定入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障がい児に対して適切かつ効果的に指定入所支援を提供しているか。	適・否		条例第4条	平24厚令16第3条第1項	
	(2) 指定障害児入所施設は、障がい児の意思及び人格を尊重して、常に当該障がい児の立場に立った指定入所支援の提供に努めているか。	適・否		条例第4条	平24厚令16第3条第2項	
	(3) 指定障害児入所施設は、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害福祉サービス事業者等、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。	適・否		条例第4条	平24厚令16第3条第3項	
	(4) 指定障害児入所施設は、障がい児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。 ※令和4年3月31日までは努力義務、令和4年4月1日から義務化。	適・否		条例第4条	平24厚令16第3条第4項	
第2 人員に関する基準					法第24条の12第1項	
1 従業者の員数	(1) 指定医療型障害児入所施設が有すべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。	適・否		条例第4条	平24厚令16第52条第1項	
	① 医療法に規定する病院として必要とされる従業者 同法に規定する病院として必要とされる数 ② 児童指導員及び保育士 ・ 児童指導員及び保育士の総数 次の(ア)、(イ)に掲げる施設の区分に応じ、それぞれに定める数 (ア) 主として自閉症児を入所させる施設 おおむね障がい児の数を6.7で除して得た数以上 (イ) 主として肢体不自由のある児童(肢体不自由児)を入所させる施設 通じておおむね障がい児である乳児又は幼児(乳幼児)の数を10で除して得た数及び少年の数の20で除して得た数の合計数以上 ・ 児童指導員 1以上 ・ 保育士 1以上 ③ 心理指導を担当する職員 1以上(主として重症心身障がい児を入所させる施設に限る。) ④ 理学療法士又は作業療法士 1以上(主として肢体不自由児又は重症心身障がい児を入所させる施設に限る。) ⑤ 児童発達支援管理責任者 1以上	適・否		条例第4条	平24厚令16第52条第1項 医療法	
	(2) 職業指導を行う場合(主として肢体不自由児を入所させるものに限る。)に職業指導員を置いているか。	適・否		条例第4条	平24厚令16第52条第2項	
	(3) ①～⑤の従業者は、専ら当該指定医療型障害児入所施設の職務に従事しているか。(ただし、障がい児の支援に支障がない場合は、障がい児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。)	適・否		条例第4条	平24厚令16第52条第3項	
従業者の員数に関する特例	指定医療型障害児入所施設が、療養介護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受け、かつ、指定入所支援と療養介護とを同一の施設において一体的に提供している場合は、療養介護の基準を満たすことをもって、第2の1の基準(従業者の員数)を満たしているものとみなすことができる。	適・否		条例第4条	平24厚令16第52条第4項	
2 管理者	指定医療型障害児入所施設は、専らその職務に従事する管理者を置いているか。 (ただし、当該指定医療型障害児入所施設の管理上支障がない場合は、当該管理者を当該指定医療型障害児入所施設の他の職務に従事させ、又は当該指定医療型障害児入所施設以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。)	適・否		条例第4条	平24厚令16第57条準用(第33条第1項)	
第3 設備に関する基準					法第24条の12第2項	
設備	(1) 指定医療型障害児入所施設は、次の設備を設けているか。 ① 医療法に規定する病院として必要とされる設備 ② 訓練室及び浴室	適・否		条例第4条	平24厚令16第53条第1項 医療法	
	(2) (1)の設備のほか、次の障がい児の障がい種別に応じ、次の設備を設けているか。 ① 主として自閉症児を入所させる施設 静養室 ② 主として肢体不自由児を入所させる施設 屋外訓練場、ギブス室、特殊手工芸等の作業を指導するのに必要な設備、義肢装具を製作する設備並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能を補助する設備 (ただし、②の義肢装具を製作する設備は、他に適当な設備がある場合は、これを置かないことができる。)	適・否		条例第4条	平24厚令16第53条第2項	
	(3) 主として肢体不自由児を入所させる施設は、階段の傾斜を緩やかにしているか。	適・否		条例第4条	平24厚令16第53条第3項	
	(4) (1)～(2)の設備は、専ら当該指定医療型障害児入所施設の用に供するものとなっているか。(ただし、障がい児の支援に支障がない場合は、(1)②及び(2)の設備については、併せて設置する他の社会福祉施設の設備と兼ねることができる。)	適・否		条例第4条	平24厚令16第53条第4項	
設備に関する特例	指定医療型障害児入所施設が、療養介護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受け、かつ、指定入所支援と療養介護とを同一の施設において一体的に提供している場合は、療養介護の基準を満たすことをもって、第3の基準(設備)を満たしているものとみなすことができる。	適・否		条例第4条	平24厚令16第53条第5項	

指定医療型障害児入所施設

主眼事項	着眼点	適・否	現状・問題点	条例・規則	根拠法	関係書類
第4 運営に関する基準						
1 内容及び手続きの説明及び同意	(1) 指定医療型障害児入所施設は、入所給付決定保護者が指定入所支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込に係る障がい児の障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定入所支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。 (2) 指定医療型障害児入所施設は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障がい児の障がいの特性に応じた適切な配慮をしているか。	適・否		条例第4条	平24厚令16第57条準用(第6条第1項)	
2 提供拒否の禁止	指定医療型障害児入所施設は、正当な理由がなく指定入所支援の提供を拒んでいないか。	適・否		条例第4条	平24厚令16第57条準用(第7条)	
3 あっせん、調整及び要請に対する協力	指定医療型障害児入所施設は、指定入所支援の利用について都道府県が行うあっせん、調整及び要請に協力するよう努めているか。	適・否		条例第4条	平24厚令16第57条準用(第8条)	
4 サービス提供困難時の対応	指定医療型障害児入所施設は、利用申込者に係る障がい児が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に係る障がい児に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	適・否		条例第4条	平24厚令16第57条準用(第9条)	
5 受給資格の確認	指定医療型障害児入所施設は、指定入所支援の提供を求められた場合は、入所給付決定保護者の提示する入所受給者証によって、入所給付決定の有無、給付決定期間等確かめているか。	適・否		条例第4条	平24厚令16第57条準用(第10条)	
6 障害児入所給付費の支給の申請に係る援助	(1) 指定医療型障害児入所施設は、入所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児入所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 (2) 指定医療型障害児入所施設は、入所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、給付決定期間の終了に伴う障害児入所給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。	適・否		条例第4条	平24厚令16第57条準用(第11条第1項)	
7 心身の状況等の把握	指定医療型障害児入所施設は、指定入所支援の提供に当たっては、障がい児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	適・否		条例第4条	平24厚令16第57条準用(第12条)	
8 居住地の変更が見込まれる者への対応	指定医療型障害児入所施設は、入所給付決定保護者の居住地の変更が見込まれる場合において、速やかに当該入所給付決定保護者の居住地の都道府県に連絡しているか。	適・否		条例第4条	平24厚令16第57条準用(第13条)	
9 入退所の記録の記載等	(1) 指定医療型障害児入所施設は、入所又は退所に際しては、当該指定医療型障害児入所施設の名称、入所又は退所の年月日その他の必要な事項(入所受給者証記載事項)を、その入所給付決定保護者の入所受給者証に記載しているか。 (2) 指定医療型障害児入所施設は、入所受給者証記載事項を遅滞なく都道府県に対し報告しているか。 (3) 指定医療型障害児入所施設は、入所している障がい児の数の変動が見込まれる場合において、速やかに都道府県に報告しているか。	適・否		条例第4条	平24厚令16第57条準用(第14条第1項)	
10 サービスの提供の記録	(1) 指定医療型障害児入所施設は、指定入所支援を提供したときは、提供日、内容その他必要な事項を記録しているか。 (2) 指定医療型障害児入所施設は、(1)による記録に際して、入所給付決定保護者から指定入所支援を提供したことについて確認を受けているか。	適・否		条例第4条	平24厚令16第57条準用(第15条第1項)	
11 指定医療型障害児入所施設が入所給付決定保護者に支払を求めることのできる金銭の範囲等	(1) 指定医療型障害児入所施設が、入所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、その使途が直接入所給付決定に係る障がい児の便益を向上させるものであって、当該入所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。 (2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに入所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由を明示した書面を交付して入所給付決定保護者に説明し、同意を得ているか。(ただし、12の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りではない。)	適・否		条例第4条	平24厚令16第57条準用(第16条第1項)	

指定医療型障害児入所施設

主眼事項	着眼点	適・否	現状・問題点	条例・規則	根拠法	関係書類
12 入所利用者負担額の受領	(1) 指定医療型障害児入所施設は、指定入所支援を提供したときは、入所給付決定保護者から当該指定入所支援に係る入所利用者負担額の支払を受けているか。	適・否		条例第4条	平24厚令16第54条第1項	
	(2) 指定医療型障害児入所施設は、法定代理受領を行わない指定入所支援を提供したとき、入所給付決定保護者から次に掲げる費用の額の支払を受けているか。 ① 当該指定入所支援に係る指定入所支援費用基準額 ② 当該障害児入所支援のうち障害児入所医療に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額	適・否		条例第4条	平24厚令16第54条第2項	
	(3) 指定医療型障害児入所施設は、(1)、(2)により支払を受ける額のほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、次の①、②の支払を入所給付決定保護者から受けているか。 ① 日用品費 ② ①のほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの	適・否		条例第4条	平24厚令16第54条第3項	
	(4) 指定医療型障害児入所施設は、(1)～(3)の支払を受けたときは、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った入所給付決定保護者に交付しているか。	適・否		条例第4条	平24厚令16第54条第4項	
	(5) 指定医療型障害児入所施設は、(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入所給付決定保護者の同意を得ているか。	適・否		条例第4条	平24厚令16第54条第5項	
13 入所利用者負担額に係る管理	指定医療型障害児入所施設は、入所給付決定に係る障がい児が同一の月に当該指定医療型障害児入所施設が提供する指定入所支援及び他の指定障害児入所施設等が提供する指定入所支援を受けたときは、これらの指定入所支援に係る入所利用者負担額合計額を算定しているか。 この場合において、当該指定医療型障害児入所施設は、これらの指定入所支援の状況を確認の上、入所利用者負担額合計額を都道府県に報告するとともに、当該入所給付決定保護者及び当該地の指定入所支援を提供した指定障害児入所施設等に通知しているか。	適・否		条例第4条	平24厚令16第57条準用(第18条)	
14 障害児入所給付費の額に係る通知等	(1) 指定医療型障害児入所施設は、法定代理受領により指定入所支援に係る障害児入所給付費又は指定障害児入所医療費の支給を受けた場合は、入所給付決定保護者に対し、当該入所給付決定保護者に係る障害児入所給付費及び障害児入所医療費の額を通知しているか。	適・否		条例第4条	平24厚令16第55条第1項	
	(2) 指定医療型障害児入所施設は、法定代理受領を行わない指定入所支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定入所支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所給付決定保護者に交付しているか。	適・否		条例第4条	平24厚令16第55条第2項	
15 指定入所支援の取扱方針	(1) 指定医療型障害児入所施設は、入所支援計画に基づき、障がい児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定入所支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。	適・否		条例第4条	平24厚令16第57条準用(第20条第1項)	
	(2) 指定医療型障害児入所施設の従業者は、指定入所支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所給付決定保護者及び障がい児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいよう説明を行わなければならない。	適・否		条例第4条	平24厚令16第57条準用(第20条第2項)	
	(3) 指定医療型障害児入所施設は、提供する指定入所支援の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	適・否		条例第4条	平24厚令16第57条準用(第20条第3項)	
16 入所支援計画の作成等	(1) 指定医療型障害児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に入所支援計画の作成に関する業務を担当させているか。	適・否		条例第4条	平24厚令16第57条準用(第21条第1項)	
	(2) 児童発達支援管理者は、入所支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障がい児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障がい児の希望する生活や課題等の把握(アセスメント)を行い、障がい児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。	適・否		条例第4条	平24厚令16第57条準用(第21条第2項)	
	(3) 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、入所給付決定保護者及び障がい児に面接を行っているか。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を入所給付決定保護者及び障がい児に対して十分に説明し、理解を得ているか。	適・否		条例第4条	平24厚令16第57条準用(第21条第3項)	
	(4) 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、入所給付決定保護者及び障がい児の生活に対する意向、障がい児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定入所支援の具体的内容、指定入所支援を提供する上での留意事項等を記載した入所支援計画の原案を作成しているか。	適・否		条例第4条	平24厚令16第57条準用(第21条第4項)	
	(5) 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、障がい児に対する指定入所支援の提供に当たる担当者等を招集して会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を開催し、入所支援計画の原案の内容について意見を求めているか。	適・否		条例第4条	平24厚令16第57条準用(第21条第5項)	
	(6) 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、入所給付決定保護者及び障がい児に対し、当該入所支援計画について説明し、文書によりその同意を得ているか。	適・否		条例第4条	平24厚令16第57条準用(第21条第6項)	
	(7) 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画を作成した際には、当該入所支援計画を入所給付決定保護者に交付しているか。	適・否		条例第4条	平24厚令16第57条準用(第21条第7項)	

指定医療型障害児入所施設

主眼事項	着眼点	適・否	現状・問題点	条例・規則	根拠法	関係書類
	(8) 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成後、入所支援計画の実施状況の把握（障がい児についての継続的なアセスメントを含む。）（モニタリング）を行うとともに、少なくとも6か月に1回以上、入所支援計画の見直しを行い、必要に応じて入所支援計画の変更を行っているか。	適・否		条例第4条	平24厚令16第57条準用（第21条第8項）	
	(9) 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、入所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。 ① 定期的に入所給付決定保護者及び障がい児に面接すること。 ② 定期的にモニタリングの結果を記録すること。	適・否		条例第4条	平24厚令16第57条準用（第21条第9項）	
	(10) 入所支援計画に変更のあった場合、（2）から（7）に準じて取り扱っているか。	適・否		条例第4条	平24厚令16第57条準用（第21条第10項）	
17 児童発達支援管理責任者の業務	児童発達支援管理責任者は入所支援計画の作成等のほか、次に掲げる業務を行っているか。 ① 18に規定する検討等並びに19に規定する相談及び援助を行うこと。 ② 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。	適・否		条例第4条	平24厚令16第57条準用（第22条）	
18 検討等	指定医療型障害児入所施設は、障がい児の心身の状況等に照らし、当該障がい児が、指定通所支援、指定障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスを利用することにより、居宅において日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、居宅において日常生活を営むことができると認められる障がい児に対し、入所給付決定保護者及び当該障がい児の希望を勘案し、必要な援助を行っているか。	適・否		条例第4条	平24厚令16第57条準用（第23条）	
19 相談及び援助	指定医療型障害児入所施設は、常に窓障がい児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障がい児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	適・否		条例第4条	平24厚令16第57条準用（第24条）	
20 指導、訓練等	(1) 指定医療型障害児入所施設は、障がい児の心身の状況に応じ、障がい児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行っているか。	適・否		条例第4条	平24厚令16第57条準用（第25条第1項）	
	(2) 指定医療型障害児入所施設は、障がい児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて生活指導を行っているか。	適・否		条例第4条	平24厚令16第57条準用（第25条第2項）	
	(3) 指定医療型障害児入所施設は、障がい児の適性に応じ、障がい児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行っているか。	適・否		条例第4条	平24厚令16第57条準用（第25条第3項）	
	(4) 指定医療型障害児入所施設は、常時1人以上の従業者を指導、訓練等に従事させているか。	適・否		条例第4条	平24厚令16第57条準用（第25条第4項）	
	(5) 指定医療型障害児入所施設は、障がい児に対して、当該障がい児に係る入所給付決定保護者の負担により、当該指定医療型障害児入所施設に従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせていないか。	適・否		条例第4条	平24厚令16第57条準用（第25条第5項）	
21 食事	(1) 指定医療型障害児入所施設は、障がい児に提供する食事の献立は、できる限り変化に富み、その食事が障がい児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものとなっているか。	適・否		条例第4条	平24厚令16第57条準用（第26条第1項）	
	(2) 食事は、食品の種類及び調理の方法について栄養並びに障がい児の身体の状況及び嗜好を考慮したものとなっているか。	適・否		条例第4条	平24厚令16第57条準用（第26条第2項）	
	(3) 調理はあらかじめ作成された献立に従って行われているか。	適・否		条例第4条	平24厚令16第57条準用（第26条第3項）	
	(4) 指定医療型障害児入所施設は、障がい児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めているか。	適・否		条例第4条	平24厚令16第57条準用（第26条第4項）	
22 社会生活上の便宜の供与等	(1) 指定医療型障害児入所施設は、教養娯楽設備等を整えるほか、適宜障がい児のためのレクリエーション行事を行っているか。	適・否		条例第4条	平24厚令16第57条準用（第27条第1項）	
	(2) 指定医療型障害児入所施設は、障がい児が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、障がい児又はその家族が行うことが困難である場合は、入所給付決定保護者の同意を得て代わって行っているか。	適・否		条例第4条	平24厚令16第57条準用（第27条第2項）	
	(3) 指定医療型障害児入所施設は、常に障がい児の家族との連携を図るとともに、障がい児とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。	適・否		条例第4条	平24厚令16第57条準用（第27条第3項）	
23 健康管理	(1) 指定医療型障害児入所施設は、常に障がい児の健康の状況に注意するとともに、入所した障がい児に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断および臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行っているか。 ただし、次に掲げる健康診断が行われた場合であって、それぞれに掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定医療型障害児入所施設は、健康診断の結果を把握しているか。 ① 児童相談所等における入所前の健康診断 … 入所時の健康診断 ② 通学する学校における健康診断 … 定期の健康診断又は臨時の健康診断	適・否		条例第4条	平24厚令16第57条準用（第28条第1項、第2項） 学校保健安全法	
	(2) 指定医療型障害児入所施設の従業者の健康診断に当たっては、特に入所している者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払っているか。	適・否		条例第4条	平24厚令16第57条準用（第28条第3項）	

指定医療型障害児入所施設

主眼事項	着眼点	適・否	現状・問題点	条例・規則	根拠法	関係書類
24 緊急時等の対応	指定医療型障害児入所施設の従業者は、現に指定入所支援の提供を行っているときに障がい児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	適・否		条例第4条	平24厚令16第57条準用(第29条)	
25 障がい児の入院期間中の取扱い	指定医療型障害児入所施設は、障がい児が、病院又は診療所に入院する必要があるが生じた場合において、入院後おおむね3月以内に退院することが見込まれるときは、当該障がい児及び入所給付決定保護者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を図るとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定医療型障害児入所施設に円滑に入所できるようにしているか。	適・否		条例第4条	平24厚令16第57条準用(第30条)	
26 給付金として支払を受けた金銭の管理	指定医療型障害児入所施設は、当該指定医療型障害児入所施設の設置者が、障がい児に係る厚生労働大臣が定める給付金の支給を受けたとき、給付金として支払を受けた金銭を次の①～④により管理しているか。 ① 障がい児に係る金銭及びこれに準ずるもの（運用により生じた収益を含む）をその他の財産と区分すること。 ② 障がい児に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。 ③ 障がい児に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。 ④ 障がい児が退所した場合には、速やかに、障がい児に係る金銭を当該障がい児に取得させること。	適・否		条例第4条	平24厚令16第57条準用(第31条) 平24厚告305	
27 入所給付決定保護者に関する都道府県への通知	指定医療型障害児入所施設は、指定入所支援を受けている障がい児に係る入所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児入所給付費及び障害児入所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を都道府県に通知しているか。	適・否		条例第4条	平24厚令16第57条準用(第32条)	
28 管理者による管理等	(1) 指定医療型障害児入所施設の管理者は、従業者及び業務の管理その他の当該指定医療型障害児入所施設の管理を一元的に行っているか。	適・否		条例第4条	平24厚令16第57条準用(第33条第2項)	
	(2) 指定医療型障害児入所施設の管理者は、従業者に指定入所基準の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。	適・否		条例第4条	平24厚令16第57条準用(第33条第3項)	
29 運営規程	指定医療型障害児入所施設は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。 ① 施設の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 入所定員 ④ 指定入所支援の内容並びに入所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額 ⑤ 施設の利用に当たっての留意事項 ⑥ 緊急時等における対応方法 ⑦ 非常災害対策 ⑧ 主として入所させる障がい児の障がいの種類 ⑨ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑩ その他運営に関する重要事項	適・否		条例第4条	平24厚令16第57条準用(第34条)	
30 勤務体制の確保等	(1) 指定医療型障害児入所施設は、障がい児に対し適切な指定入所支援を提供できるよう、従業者の勤務体制を定めているか。	適・否		条例第4条	平24厚令16第57条準用(第35条第1項)	
	(2) 指定医療型障害児入所施設は、当該指定医療型障害児入所施設の従業者によって指定入所支援を提供しているか。(ただし、障がい児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。)	適・否		条例第4条	平24厚令16第57条準用(第35条第2項)	
	(3) 指定医療型障害児入所施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。	適・否		条例第4条	平24厚令16第57条準用(第35条第3項)	
	(4) 指定医療型障害児入所施設は、適切な指定入所支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 ※詳細は、「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平18厚告615）及び「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令2年厚告5）を参照			条例第4条	平24厚令16第57条準用(第35条第4項)	
31 業務継続計画の策定等	(1) 指定医療型障害児入所施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定入所支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 ※令和6年3月31日までは努力義務、令和6年4月1日から義務化。	適・否		条例第4条	平24厚令16第57条準用(第35条の2第1項)	
	(2) 指定医療型障害児入所施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しているか。 ※令和6年3月31日までは努力義務、令和6年4月1日から義務化。	適・否		条例第4条	平24厚令16第57条準用(第35条の2第2項)	
	(3) 指定医療型障害児入所施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。 ※令和6年3月31日までは努力義務、令和6年4月1日から義務化。	適・否		条例第4条	平24厚令16第57条準用(第35条の2第3項)	

指定医療型障害児入所施設

主眼事項	着眼点	適・否	現状・問題点	条例・規則	根拠法	関係書類
32 定員の遵守	指定医療型障害児入所施設は、入所定員及び居室の定員を超えて指定入所支援の提供を行っていないか。 (ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。)	適・否		条例第4条	平24厚令16第57条準用 (第36条)	
33 非常災害対策 【独自基準】	(1) 指定医療型障害児入所施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、地震、風水害、当該指定医療型障害児入所施設の周辺地域の環境、立地条件等から想定される災害等の非常災害ごとに、当該非常災害が発生した場合における障がい児の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画(施設防災計画)を策定し、当該指定医療型障害児入所施設の見やすい場所に掲示しているか。	適・否		条例第5条第1項 【独自基準】	平24厚令16第57条準用 (第37条第1項)	
	(2) 指定医療型障害児入所施設は、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに障がい児を円滑に避難誘導させるための体制を整備し、定期的に従業者及び障がい児に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行っているか。	適・否		条例第5条第2項 【独自基準】	平24厚令16第57条準用 (第37条第2項)	
	(3) 指定医療型障害児入所施設は、(2)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。	適・否		条例第5条第3項 【独自基準】	平24厚令16第57条準用 (第37条第3項)	
	(4) 指定医療型障害児入所施設は、(2)に基づき、施設防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて施設防災計画の見直しを行っているか。	適・否		条例第5条第4項 【独自基準】		
	(5) 指定医療型障害児入所施設は、非常災害が発生した場合に従業者及び障がい児が当該指定医療型障害児入所施設において、当面の避難生活を行うことができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めているか。	適・否		条例第5条第5項 【独自基準】		
34 安全計画の策定等	(1) 指定医療型障害児入所施設は、障害児の安全の確保を図るため、当該指定医療型障害児入所施設の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する施設外での活動、取組等を含めた指定医療型障害児入所施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定医療型障害児入所施設における安全に関する事項についての計画(以下「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じているか。 ※令和5年4月1日施行。経過措置により、令和6年3月31日までは努力義務。	適・否		条例第4条	平24厚令16第37条の2 第1項準用(第57条)	安全計画に関する書類
	(2) 指定医療型障害児入所施設は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、(1)の研修及び訓練を定期的実施しているか。 ※令和5年4月1日施行。経過措置により、令和6年3月31日までは努力義務。	適・否		条例第4条	平24厚令16第37条の2 第2項準用(第57条)	研修及び訓練を実施したことが分かる書類
	(3) 指定医療型障害児入所施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行っているか。 ※令和5年4月1日施行。経過措置により、令和6年3月31日までは努力義務。	適・否		条例第4条	平24厚令16第37条の2 第3項準用(第57条)	安全計画に関する書類
35 自動車を運行する場合の所在の確認	指定医療型障害児入所施設は、障がい児の施設外での活動、取組等のための移動その他の障がい児の移動のために自動車を運行するときは、障がい児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障がい児の所在を確実に把握することができる方法により、障がい児の所在を確認しているか。 ※令和5年4月1日から義務化	適・否		条例第4条	平24厚令16第37条の3 の準用(第57条)	自動車運行状況並びに所在を確認したことが分かる書類
36 衛生管理等	(1) 指定医療型障害児入所施設は、障がい児の使用設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。	適・否		条例第4条	平24厚令16第57条準用 (第38条第1項)	
	(2) 指定医療型障害児入所施設は、当該指定医療型障害児入所施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次の①から③に掲げる措置を講じているか。 ① 当該指定医療型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)の定期的な開催及び従業者に対する結果の周知 ② 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の整備 ③ 従業者に対する感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の定期的な実施	適・否		条例第4条	平24厚令16第57条準用 (第38条第2項)	
	(3) 指定医療型障害児入所施設は、障がい児の希望等を勘案し、適切な方法により、障がい児を入浴させ、又は清拭しているか。	適・否		条例第4条	平24厚令16第57条準用 (第38条第3項)	
37 協力歯科医療機関	指定医療型障害児入所施設(主として自閉症児を受け入れるものを除く。)は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。	適・否		条例第4条	平24厚令16第56条	
38 掲示	(1) 指定医療型障害児入所施設は、当該指定医療型障害児入所施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力歯科医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。	適・否		条例第4条	平24厚令16第57条準用 (第40条第1項)	
	(2) 福祉型障害児入所施設は、(1)に規定する事項を記載した書面を当該指定福祉型障害児入所施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、(1)の規定による掲示に代えることができる。	適・否		条例第4条	平24厚令16第57条準用 (第40条第2項)	

指定医療型障害児入所施設

主眼事項	着眼点	適・否	現状・問題点	条例・規則	根拠法	関係書類
39 身体拘束等の禁止	(1) 指定医療型障害児入所施設は、指定入所支援の提供に当たっては、障がい児又は他の障がい児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障がい児の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。	適・否		条例第4条	平24厚令16第57条準用（第41条第1項）	
	(2) 指定医療型障害児入所施設は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の障がい児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。	適・否		条例第4条	平24厚令16第57条準用（第41条第2項）	
	(3) 指定医療型障害児入所施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次の①から③に掲げる措置を講じているか。 ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ② 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ③ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。 ※（3）は令和4年3月31日までは努力義務、令和4年4月1日から義務化。 ※令和4年5月1日以降は、（3）に規定されている事項が実施されていない場合も身体拘束等廃止未実施減算の対象。	適・否		条例第4条	平24厚令16第41条第3項	
40 虐待等の禁止	(1) 指定医療型障害児入所施設の従業者は、障がい児に対し、法第33条の10に掲げる行為（被措置児童等虐待）その他当該障がい児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。	適・否		条例第4条	平24厚令16第57条準用（第42条第1項） 法第33条の10	
	(2) 指定医療型障害児入所施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）の定期的な開催及び従業者に対する結果の周知 ② 従業者に対する虐待の防止のための研修の定期的な実施 ③ ①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者の配置 ※ 令和4年3月31日までは努力義務、令和4年4月1日から義務化。	適・否		条例第4条	平24厚令16第57条準用（第42条第1項） 法第33条の11	
41 秘密保持等	(1) 指定医療型障害児入所施設の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障がい児又はその家族の秘密を漏らしていないか。	適・否		条例第4条	平24厚令16第57条準用（第44条第1項）	
	(2) 指定医療型障害児入所施設は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障がい児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。	適・否		条例第4条	平24厚令16第57条準用（第44条第2項）	
	(3) 指定医療型障害児入所施設は、指定障害児通所支援事業者、指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障がい児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障がい児又はその家族の同意を得ているか。	適・否		条例第4条	平24厚令16第57条準用（第44条第3項）	
42 情報の提供等	指定医療型障害児入所施設は、当該指定医療型障害児入所施設に入所しようとする障がい児が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定医療型障害児入所施設が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。	適・否		条例第4条	平24厚令16第57条準用（第45条第1項）	
43 利益供与等の禁止	(1) 指定医療型障害児入所施設は、障害児相談支援事業者、一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者、障害福祉サービス事業者等又はその従業者に対し、障がい児又はその家族に対して当該指定医療型障害児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	適・否		条例第4条	平24厚令16第57条準用（第46条第1項）	
	(2) 指定医療型障害児入所施設は、（1）に掲げる者から、障がい児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受していないか。	適・否		条例第4条	平24厚令16第57条準用（第46条第2項）	
44 苦情解決	(1) 指定医療型障害児入所施設は、その提供した指定入所支援に関する障がい児又は入所給付決定保護者その他の当該障がい児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	適・否		条例第4条	平24厚令16第57条準用（第47条第1項）	
	(2) 指定医療型障害児入所施設は、（1）の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	適・否		条例第4条	平24厚令16第57条準用（第47条第2項）	
	(3) 指定医療型障害児入所施設は、その提供した指定入所支援に関し、法第24条の15第1項の規定により都道府県が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定医療型障害児入所施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障がい児又は入所給付決定保護者その他の当該障がい児の家族からの苦情に関して都道府県が行う調査に協力するとともに、都道府県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	適・否		条例第4条	平24厚令16第57条準用（第47条第3項） 法第24条の15第1項	
	(4) 指定医療型障害児入所施設は、都道府県からの求めがあった場合には、（3）の改善の内容を都道府県に報告しているか。	適・否		条例第4条	平24厚令16第57条準用（第47条第4項）	
	(5) 指定医療型障害児入所施設は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。	適・否		条例第4条	平24厚令16第57条準用（第47条第5項） 社会福祉法第83条、第85条	
45 地域との連携等	指定医療型障害児入所施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。	適・否		条例第4条	平24厚令16第57条準用（第48条）	

指定医療型障害児入所施設

主眼事項	着眼点	適・否	現状・問題点	条例・規則	根拠法	関係書類
46 事故発生時の対応	(1) 指定医療型障害児入所施設は、障がい児に対する指定入所支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、当該障がい児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	適・否		条例第4条	平24厚令16第57条準用(第49条第1項)	
	(2) 指定医療型障害児入所施設は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。	適・否		条例第4条	平24厚令16第57条準用(第49条第2項)	
	(3) 指定医療型障害児入所施設は、障がい児に対する指定入所支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	適・否		条例第4条	平24厚令16第57条準用(第49条第3項)	
47 記録の整備	(1) 指定医療型障害児入所施設は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。	適・否		条例第4条	平24厚令16第57条準用(第51条第1項)	
	(2) 指定医療型障害児入所施設は、障がい児に対する指定入所支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定入所支援を提供した日から5年間保存しているか。 ① 入所支援計画 ② 提供した指定入所支援に係る必要な事項の提供の記録 ③ 入所給付決定保護者による障害児入所給付費等の不正受給に関する都道府県への通知に係る記録 ④ 身体拘束等の記録 ⑤ 苦情の内容等の記録 ⑥ 事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録	適・否		条例第4条	平24厚令16第57条準用(第51条第2項)	
48 電磁的記録等	指定医療型障害児入所施設及びその従業者は、書面の作成、保存等を電磁的記録等の方法で行う場合は、次のとおり行っているか。					
	(1) 指定障害児入所施設等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(9の(1)の受給者証記載事項又は5の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び(2)に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができるか。	適・否		条例第4条	平24厚令16第58条第1項	
	(2) 指定障害児入所施設等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は入所給付決定保護者である場合には当該障害児又は入所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができるか。	適・否		条例第4条	平24厚令16第58条第2項	
49 児童福祉施設における最低基準	医療型障害児入所施設においては、最低基準条例及び最低基準規則に規定する基準を遵守しているか。	適・否		最低基準条例第3条	昭23厚令63第1～14条の4、45条、46条、50～61条	
第5 変更の届出等					法第24条の13	
変更の届出等	指定障害児入所施設の設置者は、設置者の住所その他法施行規則第25条の22で定める事項に変更があったときは、10日以内に、その旨を県に届け出ているか。 また、入所定員を増加しようとするときは、法施行規則第25条の21の3の事項を記載した書類を1月前までに、申請しているか。	適・否			法第24条の13第1～3項 法施行規則第25条の21の3、第25条の22	
第6 業務管理体制の整備等					法第24条の19の2	
1 業務管理体制の整備	(1) 指定障害児入所施設は、次の区分に応じて必要な業務管理体制の整備を行っているか。 ① 指定を受けている施設の数が1以上20未満の事業者 イのみ ② 指定を受けている施設の数が20以上100未満の事業者 イ及びロ ③ 指定を受けている施設の数100以上の事業者 イ、ロ及びハ イ 法令遵守責任者を選任しているか。 ロ 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。 ハ 業務執行の状況の監査を定期的に行っているか。	適・否			法第24条の19の2準用(第21条の5の26第1項) 法施行規則第18条の37	
2 業務管理体制の届出及び変更の届出	(2) 指定障害児入所施設は、(1)において整備を行うこととされている業務管理体制について、遅滞なく県(又は厚生労働大臣)に届け出ているか。 また、届け出た事項に変更があったときも、遅滞なく、変更の届出を行っているか。 (届出については、法人単位で行う。)	適・否			法第24条19の2準用(法第21条の5の26第2項、第3項) 法施行規則第18条の38	

指定医療型障害児入所施設

主眼事項	着眼点	適・否	現状・問題点	条例・規則	根拠法	関係書類
第7 障害福祉サービス等情報公表制度の報告					法第33条の18	
	指定障害児入所施設の設置者は、サービスを利用する障がい児の保護者が適切かつ円滑に当該情報公表対象サービス等を利用する機会を確保するため、情報公表の対象となる指定障害児入所施設の情報（法施行規則第36条の30の4に規定する以下の情報）を県に報告しているか。 （報告は、インターネット上における情報公表システムにより行う） ①サービス開始時 法人、事業所、従業者、サービス内容、利用料等に関する基本情報 （法施行規則第36条の30の4別表第2） ②毎年度定期的な報告時 法人、事業所、従業者、サービス内容、利用料等に関する基本情報 及び運営情報（法施行規則第36条の30の4別表第2及び第3）	適・否			法第33条の18第1項 法施行規則第36条の30の4	
第8 障害児入所給付費の算定及び取扱い					法第24条の2	
1 基本事項	(1) 指定入所支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第123号（報酬告示）の別表「障害児入所給付費単位数表」の第2により算定する単位数に平成24年厚生労働省告示第128号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価（10円）を乗じて得た額を算定しているか。 (2) (1)の規定により、指定入所支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。	適・否			平24厚告123の一 平24厚告128	
2 医療型障害児入所施設給付費						
(1) ①基本報酬 医療型障害児入所施設給付費 （有期有目的の支援を行う場合）	指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関については、指定入所支援を行った場合に、施設の区分及び障がい種別に応じて、1日につき所定単位数を算定しているか。（地方公共団体が設置する場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定（公設減算）） 指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、有期有目的の支援を行う場合、入所給付決定に当たり、一定期間の指定入所支援を行うことにより退所が可能であると都道府県が認めた障がい児に対し、指定入所支援を行った場合に、障がい種別に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。	適・否			平24厚告123別表第2の1注1	
②減算 （定員超過減算・個別支援計画未作成減算）	医療型障害児入所施設給付費の算定に当たって、次の①、②に該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。 ① 障がい児の数が以下に該当する場合（定員超過減算） ・過去3月間の障がい児の平均数が、入所定員に開所日数を乗じた数に100分の105を乗じて得た数を超える場合 当該月の利用者全員に100分の70 ・1日あたりの障がい児の数が、入所定員に応じて以下に該当 当該日の利用者全員に100分の70 入所定員が50人以下：入所定員数に100分の110を乗じた数を超える場合 入所定員が51人以上：入所定員数から50を引いた数に100分の105を乗じた数に55を加えて得た数を超える場合 ② 入所支援計画が作成されていない場合（個別支援計画未作成減算） イ 作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70 ロ 作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50	適・否			平24厚告123別表第2の1注2 平24厚告271四 留意事項通知第二の1(5)(7)	
（身体拘束等廃止未実施減算）	やむを得ず身体拘束等を行ったにもかかわらず、その態様及び時間、その際の障がい児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していない場合は、1日につき所定単位数から減算しているか。 （ただし、令和5年3月31日までの間は第4の37の(3)に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。）	適・否			平24厚告123別表第2の1注3 留意事項通知第二の1(9)	

指定医療型障害児入所施設

主眼事項	着眼点	適・否	現状・問題点	条例・規則	根拠法	関係書類
(2) 重度障害児支援加算	<p>次の施設基準に適合するものとして県に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関（主に重症心身障がい児を入所させる施設を除く。）において、次の加算対象児に対して設備等を有する建物において指定入所支援を行った場合に、障がい種別に応じて、重度障害児支援加算として、1日につき所定単位数を加算しているか。（ただし、強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は算定不可）</p> <p>（施設基準）主に肢体不自由児を入所させる施設 重度肢体不自由児病棟に、第3（設備基準）のほか、次の①～④の全てに適合すること。</p> <p>① 浴室、機能訓練・遊戯訓練室、看護師詰所、便所、洗面所等を設けること。（浴室は重度肢体不自由児病棟以外の設備を使用できる場合、機能訓練・遊戯訓練室は重度肢体不自由児の病室ごとに機能訓練等をなし得る程度の適当な広さを確保できる場合は、設けないことができる）</p> <p>② 重度肢体不自由児の病室は、1人当たりの床面積を4.95平方メートル以上、寝台又は畳敷によることとする。</p> <p>③ 病室、廊下、便所及び洗面所は、重度肢体不自由児の日常生活動作に便利なように、看護師詰所は各病室を見渡せるなど、それぞれ特に考慮した構造とすること。</p> <p>④ 重度肢体不自由児病棟は、原則として、平屋建ての耐火構造とし、原則として重度障肢体不自由児病棟以外の病棟（入所定員50人以上）を有する主に肢体不自由児を入所させる医療型指定障害児入所施設に設置し、重度肢体不自由児以外の障がい児の入所建物と別棟とし、重度肢体不自由児病棟の入所定員はおおむね20人から30人までとすること。</p> <p>（当分の間、県が適当と認めた施設については、①～④の施設基準を満たすものとしてとすることができる。）</p> <p>（加算対象児）主に肢体不自由児を入所させる施設 次の①又は②のいずれかに該当する肢体不自由児</p> <p>① 各種補装具を用いても身体の移動が困難な者</p> <p>② 機能障がい重度であって、食事、洗面、排泄、衣服の着脱等の日常生活動作の大部分に介助を必要とする者</p> <p>※小規模グループケア加算を算定している事業所については、平成24年厚生労働省告示第269号「厚生労働大臣が定める施設基準」に規定する（1）から（3）まで、（5）及び（7）に掲げる基準のいずれにも適合すること</p> <p>※ 主に自閉症児を入所させる施設については、省略</p>	適・否			平24厚告123別表第2の1注4 平24厚告269十八	
(主)自閉症児を入所させる施設のみ)	<p>上記の重度障害児支援加算を算定している指定医療型障害児入所施設であって、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）等修了者を1人以上配置し、支援計画シート及び支援手順書（支援計画シート等）を作成する体制を整えているものとして県に届け出た指定医療型障害児入所施設において、頻繁なてんかん様発作又は失禁、食べられないものを口に入れる、興奮、寡黙その他の問題行動を有し、監護を必要とする知的障がい児又は自閉症児（知能指数がおおむね35以下と判定された者）に対し、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）等修了者が支援計画シート等に基づき指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数に更に加算しているか。</p>	適・否			平24厚告123別表第2の1注4の2 平24厚告269十八の二（十三の二を準用） 平24厚告270十六の三（一の五を準用）	
(3) 重度重複障害児加算	<p>上記の重度障害児支援加算の対象児であって、視覚障がい、聴覚若しくは平衡機能の障がい、音声機能、言語機能若しくはそしゃく機能の障がい、肢体不自由、内部障がい（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能又は肝臓の機能の障がいを含む。）、知的障がい又は精神障がい（知的障がいを除く。）のうち3つ以上（主として肢体不自由児に対し指定施設入所支援を行う場合にあっては2つ以上）の障がい等を有するもの（重症心身障がい児を除く。）に対し、指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、重度重複障害児加算として、1日につき所定単位数を加算しているか。（ただし、強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は算定不可）</p>	適・否			平24厚告123別表第2の1注5	
(4) 強度行動障害児特別支援加算	<p>次の①～⑥の施設基準に適合するものとして県に届け出た指定医療型障害児入所又は指定発達支援医療機関において、平成24年厚生労働省告示第270号「厚生労働大臣が定める児童等」の十三に適合する強度の行動障がい等を有する児童に対し、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）等修了者が支援計画シート等に基づき指定入所支援を行った場合に、強度行動障害児特別支援加算として、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>さらに、加算の算定開始日から起算して90日以内の期間は、所定単位数に更に加算しているか。</p> <p>① 指定福祉型障害児入所施設（主に知的障がい児又は自閉症児を入所させる施設）に月1回以上従事する知的障がい児又は自閉症児の診療に相当の経験を有する医師を1以上配置すること。</p> <p>② 指定基準上、置くべき従業者の員数に加え、常勤の児童指導員の員数が、次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 加算対象児の数が4人以下 2以上</p> <p>イ 加算対象児の数が5人以上 2に、障がい児の数が4を超えてその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p> <p>③ 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）等修了者を1以上配置し、支援計画シート等を作成すること。</p> <p>④ 心理指導担当職員を1以上配置すること。</p> <p>⑤ 加算対象児の居室は、原則として個室とすること。（指導及び訓練上必要がある場合は、2人用居室でもよい）</p> <p>⑥ 行動改善室、観察室等の行動障がいの軽減のための各種の指導、訓練等を行うために必要な設備を設けること。</p>	適・否			平24厚告123別表第2の1注5の2 平24厚告269十四 平24厚告270十三 平24厚告270十八の三（十四を準用）	
(5) 乳幼児加算	<p>指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において乳幼児である肢体不自由児（重症心身障がい児を除く。）に対し、指定入所支援を行った場合に、乳幼児加算として、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	適・否			平24厚告123別表第2の1注6	

指定医療型障害児入所施設

主眼事項	着眼点	適・否	現状・問題点	条例・規則	根拠法	関係書類
(6) 心理担当職員配置加算	次の①～③に適合するものとして県に届け出た指定医療型障害児入所施設（主に重症心身障がい児を入所させる施設を除く。）において、指定入所支援を行った場合に、心理担当職員配置加算として、1日につき所定単位数を加算しているか。 ① 指定基準上、置くべき従業者に加えて、心理指導担当職員（学校教育法による大学の学部で、心理学を専修する学科修了者で、個人及び集団心理療法の技術を有するもの）を1以上配置していること。 ② 心理指導を行うための部屋及び必要な設備を有すること。 ③ 心的外傷のため心理指導が必要と児童相談所が認めた障がい児が5人以上いること。 （ただし、強度行動障害児特別支援加算を算定する場合は算定不可）	適・否			平24厚告123別表第2の1注7	
(公認心理師を配置した場合)	上記の心理担当職員配置加算を算定している指定医療型障害児入所施設のうち、公認心理師を1人以上配置しているものとして県に届け出た指定医療型障害児入所施設については、所定単位数に更に加算しているか。	適・否			平24厚告123別表第2の1注8	
(7) ソーシャルワーカー配置加算	障がい児が指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関に入所し、又は退所後に地域における生活に移行するに当たり、障がい児の家族及び地域との連携の強化を図るために、指定入所基準に定める員数の従業者に加え、社会福祉士又は5年以上障害福祉サービス、相談支援、障害児通所支援、障害児入所支援若しくは障害児相談支援に係る業務に従事した者（社会福祉士等）を1以上配置しているものとして県に届け出た指定医療型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	適・否			平24厚告123別表第2の1注9	
(8) 自活訓練加算	個別訓練を行うことにより地域社会で自活することが可能であると県が認めた障がい児に対し、次のア、イの施設基準に適合するものとして県に届け出た指定医療型障害児入所施設において、次の①～⑦の基準に適合する自活に必要な訓練（自活訓練）を行った場合に、当該障がい児1人につき360日間を限度として所定単位数を加算しているか。（同一の障がい児について、同一の指定医療型障害児入所施設に入所中1回を限度） （施設基準） ア 原則として、入所施設と同一の敷地内に、自活訓練を実施するための独立した建物を確保すること。 イ 加算対象児の病室が、原則として個室であり、通常の実生活に必要な設備を設けること。 （自活訓練の基準） ① 加算対象児の入所支援計画を踏まえ、加算対象児の自活訓練計画（6月間の個人生活、職場生活等の社会生活及び余暇の活用方法を指導するための計画）を作成し、当該自活訓練計画に基づき、適切に訓練を行うこと。 ② 自活訓練計画の作成後、実施状況及び加算対象児の自活に向けて解決すべき課題を把握し、必要に応じて当該自活訓練計画の見直しを行うこと。 ③ 自活訓練計画の作成、見直しに当たり、加算対象児及び入所給付決定保護者に対して説明し同意を得ること。 ④ 加算対象児ごとの訓練記録を作成すること。 ⑤ 加算対象児の退所後の住居の確保に努めること。 ⑥ 加算対象児の家族、特別支援学校、公共職業安定所等の関係機関との密接な連携により、加算対象児が退所後円滑に就労できるよう努めること。 ⑦ 自活訓練の開始後2年以上を経過した指定医療型障害児入所施設にあつては、過去2年間に自活訓練を受けた障がい児のうち、1人以上が退所していること。	適・否			平24厚告123別表第2の2注1,3 平24厚告269十九 平24厚告270十四	
	自活訓練加算（Ⅰ）については自活訓練加算（Ⅱ）以外の場合に、自活訓練加算（Ⅱ）については自活を行うための居室をそれ以外の居室がある建物の同一敷地内に確保することが困難である場合であつて、当該建物と密接な連携が確保できる範囲内の距離にある借家等において自活訓練を行ったときに、それぞれ所定単位数を加算しているか。	適・否			平24厚告123別表第2の2注2	
(9) 福祉専門職員配置等加算						
①福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）	指定基準上、児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定発達支援医療機関の職員（直接支援業務の従業者のうち、看護職員及び保育士を除く）のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるとして県に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	適・否			平24厚告123別表第2の3注1	
②福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）	指定基準上、児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定発達支援医療機関の職員（直接支援業務の従業者のうち、看護職員及び保育士を除く）のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるとして県に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。（Ⅰ）との併算定は不可）	適・否			平24厚告123別表第2の3注2	
③福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）	指定基準上、児童指導員若しくは保育士又は指定発達支援医療機関の職員（直接支援業務に従事する児童指導員又は保育士に限る）について、次のいずれかに該当するものとして県に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。（Ⅰ）（Ⅱ）との併算定は不可） ① 常勤の従業者の割合が100分の75以上 ② 対象職種として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従業者の割合が100分の30以上	適・否			平24厚告123別表第2の3注3	

指定医療型障害児入所施設

主眼事項	着眼点	適・否	現状・問題点	条例・規則	根拠法	関係書類
(10) 保育職員加配加算	<p>(医療型障害児入所施設の場合) 保育機能の充実を図るため、指定基準に定める員数の従業者に加え、児童指導員又は保育士を1以上配置しているものとして県に届け出た指定医療型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(指定発達支援医療機関の場合) 保育機能の充実を図るため、児童指導員及び保育士の員数について次の基準に適合するものとして県に届け出た指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 主として肢体不自由児を入所させる指定発達支援医療機関 次の①～③に該当すること。 ① 児童指導員及び保育士の総数 通じておおむね障がい児である乳幼児の数を10で除して得た数及び少年の数に20で除して得た数の合計数以上 ② 児童指導員 1以上 ③ 保育士 1以上 主として重症心身障がい児を入所させる指定発達支援医療機関 上記の②、③に該当すること。</p>	適・否			平24厚告123別表第2の3の2注1	
(11) 地域移行加算	<p>入所期間が1月を超えると見込まれる障がい児の退所に先立って、従業者又は指定発達支援医療機関の職員が、当該障がい児に対して、退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該障がい児が退所後生活する居宅に訪問し、当該障がい児及びその家族等に対して退所後の障がい児の生活についての相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中2回を限度として所定単位数を加算し、当該障がい児の退所後30日以内に当該障がい児の居宅を訪問し、当該障がい児及びその家族等に対して、相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として所定単位数を加算しているか。 (当該障がい児が医療型障害児入所給付費ロ又はニ(有期有目的の支援)を算定して入所中の場合、退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合は、加算不可)</p>	適・否			平24厚告123別表第2の4	
(12) 小規模グループケア加算	<p>次の①～⑥に適合するものとして県に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、小規模なグループによるケアを行う必要があると県が認めた障がい児に対し、指定入所支援を行った場合に、当該障がい児1人につき所定単位数を加算しているか。(当該障がい児を入所させるための設備等を有する建物において行う場合に限る) ① 指定基準上、置くべき従業者に加え、小規模グループケアの各単位において、専任の児童指導員又は保育士を1以上配置すること。 ② 小規模グループケアの各単位において、居室、居間、食堂等入所している障がい児が相互に交流できる場所、その他生活に必要な台所、浴室、便所等を有していること。ただし、次のアからウまでに掲げる場合に並び、それぞれアからウまでに掲げる設備を設けないことができる。 ア 台所 障がい児の障がいの特性から、小規模グループケアの単位において調理することが困難な場合であつて、 当該小規模グループケアの単位と同一の敷地内にある他の建物の設備において調理することが適当な場合 イ 浴室 小規模グループケアの単位と同一の敷地内にある他の建物の設備を使用することができる場合 ウ 便所 障がい児の障がいの特性から、小規模グループケアの単位に当該特性に対応した便所を設けることが困難な場合 ③ 保健衛生及び安全について配慮し、家庭的な雰囲気の中で、担当職員が加算対象児に対して障がいの特性に応じた適切な援助及び生活指導ができること。 ④ 加算対象児の居室は、障がい児1人当たりの床面積を4.95平方メートル以上とすること。 ⑤ 小規模グループケアの単位の入所定員は4～8人までとすること。(平成24年4月1日前の施設で、県が適当と認めたものにあつては、10人とすることができる) ⑥ 小規模グループケアの提供に当たって、小規模グループケアの内容を含めた入所支援計画を作成し、当該入所支援計画に基づき、適切に行うこと。</p>	適・否			平24厚告123別表第2の5 平24厚告269二十	
(13) 福祉・介護職員処遇改善加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして県に届け出た指定医療型障害児入所施設(国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く)が、障がい児に対して、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和3年3月31日までの間、次のいずれかに掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ① 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 上記給付費・加算の合計数の1000分の79に相当する単位数 ② 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 上記給付費・加算の合計数の1000分の58に相当する単位数 ③ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 上記給付費・加算の合計数の1000分の32に相当する単位数</p>	適・否			平24厚告123別表第2の6 平24厚告270十七(二を準用)	

指定医療型障害児入所施設

主眼事項	着眼点	適・否	現状・問題点	条例・規則	根拠法	関係書類
(14) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算 (R元年10月～)	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして県に届け出た指定医療型障害児入所施設 (国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く) が、障がい児に対して、指定入所支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次のいずれかに掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>① 福祉・介護職員等特定処遇改善加算 (I) 上記給付費・加算の合計数(福祉・介護職員処遇改善加算を除く)の1000分の43に相当する単位数</p> <p>② 福祉・介護職員等特定処遇改善加算 (II) 上記給付費・加算の合計数(福祉・介護職員処遇改善加算を除く)の1000分の39に相当する単位数</p>	適・否			平24厚告123別表第2の7 平24厚告270十八(三を準用)	

(参照法令等)

法：児童福祉法(昭和22年法律第164号)

法施行令：児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)

法施行規則：児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)

基準関係：平24厚令16(指定入所基準、指定基準)：児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平24厚労省令第16号)

解釈通知：児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成24年3月30日障発0330第13号)

条例：愛媛県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年愛媛県条例第52号)

規則：愛媛県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成25年規則第26号)

昭23厚令63(児童福祉施設最低基準)：児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)

最低基準条例：児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年愛媛県条例第49号)

最低基準規則：児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年愛媛県規則第18号)

平24厚告230(児発管告示)：障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの(平成24年厚生労働省告示第230号)

平24厚告231(利用料指針)：食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針(平成24年厚生労働省告示第231号)

平19厚告140：児童福祉法施行令第二十七条の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法(平成19年厚生労働省告示第140号)

平24厚告305：児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第三十一条の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金(平成24年厚生労働省告示第305号)

報酬関係：平24厚告123(報酬告示)：児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第123号)

平24厚告128：厚生労働大臣が定める一単位の単価を定める件(平成24年厚生労働省告示第128号)

平24厚告269：厚生労働大臣が定める施設基準(平成24年厚生労働省告示第269号)

平24厚告270：厚生労働大臣が定める児童等(平成24年厚生労働省告示第270号)

平24厚告271：厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合(平成24年厚生労働省告示第271号)

令3厚告第89:厚生労働大臣が定める医療行為

留意事項通知：児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成24年3月30日付け障発0330第16号)